

11. 不具合等発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

1-1-1-27 履行報告

受注者は、契約書第 13 条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

1-1-1-28 工事関係者に対する措置請求

1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2. 技術者に対する措置

発注者または監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

1-1-1-29 不稼働日数

工期には、全土曜日、日曜日及び祝祭日等（夏季、年末年始の休暇を含む）の休日日数と降雨等による作業不能日数を合計して、不稼働日数として平均 13.5 日／月（令和 6 年 4 月 1 日以降公告する工事においては、平均 13.8 日／月）を見込んでいる。

なお、実際の不稼働日数がこれを超える場合は資料を添付した書面により工期延長を求められることができる。

1-1-1-30 工事中の安全確保

1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和 4 年 2 月）、土木工事等施工技術安全指針（平成 6 年 11 月 1 日付け 6-89 農林水産省構造改善局建設部長名）、森林土木工事安全施工技術指針（林野庁森林整備部長通知、平成 15 年 3 月 27 日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月 31 日）、「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）」、JIS A 8972（斜面・法面工事中用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。

ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第 496 号、令和元年 9 月 2 日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

3. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障と